

## 大野市介護保険条例（抜粋）

### 第3章 介護保険運営協議会

#### （目的及び設置）

第16条 介護保険に関する企画立案及びその実施が、基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第17条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項

#### （意見の具申）

第18条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認められるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

#### （組織）

第19条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 市長は、前項の委員を委嘱するに当たっては、できるだけ市民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他適切な方法によって選任されるようにしなければならない。

#### （規則への委任）

第20条 協議会に関し必要な事項のほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 大野市介護保険条例施行規則（抜粋）

### 第2章 介護保険運営協議会

#### （組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の代表者
- (3) サービス事業所の代表者
- (4) 公募による者

#### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再選を妨げない。

#### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、民生環境部健康長寿課に置く。